

神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会開催要綱

令和7年7月1日
危機管理局長決定

(趣旨)

第1条 防災福祉コミュニティをはじめとする地域団体の構成員の高齢化や市民意識の変化による担い手不足等、低下が懸念される地域防災力の向上に向けた効果的な支援策等について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 前各号に掲げる者のほか、危機管理局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関して協力を要請することができる。

(座長の指名等)

第5条 危機管理局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 危機管理局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

第6条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、危機管理局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、危機管理局長が定める。

附 則 (令和7年7月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。